平成３０年（フ）第５６号
福井市種池１丁目2001番地　エトワール21（105号）
債務者　西野　正信
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５７号
福井市松本２丁目８番７号　ヴィラ松本205号室、旧住所石川県金沢市西泉５丁目115番地（グリーンハイツⅢ・210号）
債務者　南川　慎二
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５１号
長野県松本市神田３丁目９番２号
債務者　神農来煥こと　姜　　来煥
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第３９８号
名古屋市瑞穂区大喜町１丁目13番地の１コーポ大喜Ｂ棟205号
債務者　岡本　友香
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１６号
島根県浜田市日脚町842番地１
債務者　松本ゆかり
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成３０年（フ）第１３３号
大分市泉町９番10号（田崎アパート102）
債務者　得丸龍之介
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４５号
松江市上乃木８丁目８番16号
債務者　金津トミ子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５１号
青森市勝田２丁目22番15号　レオパレス勝田205号
債務者　米田　則行
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３２４号
愛知県大府市若草町２丁目103番地の２　ハイツグリーングラス105号
債務者　田中　直美
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１７号
山口県周南市住崎町16番14―404号　メゾンド住崎、前住所山口県大島郡周防大島町大字小松1656番地３　ホテル大観荘
債務者　嶋田　　信
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第３１号
山口県周南市野村３丁目２番11号　野村ハイツＡ―201号
債務者　近間　康智
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第２４８号
札幌市清田区北野２条３丁目11番13―308号
債務者　伊藤　美香（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４２２号
札幌市北区麻生町７丁目６番１号　タカタハイツ111号
債務者　中野　修子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４８７号
札幌市中央区南12条西６丁目１番36号　ユートピアハイツ202号
債務者　中島　義樹
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５２４号
札幌市白石区菊水２条１丁目６番10―502号
債務者　北川　　淳
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５３０号
札幌市南区藤野３条７丁目２番10号
債務者　佐藤　喜博
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５４４号
札幌市豊平区中の島２条３丁目５番21号　キューブ中の島205号
債務者　登藤　壽紀
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部